日本建築学会九州支部研究報告
第 52 号　2013 年 3 月

景観法に基づく景観計画の策定状況に関する研究
－全国における広域景観計画の運用実態に着目して－

正会員○森下 泰敬[*1]　同　姫野 由香[*2]　同　佐藤 誠治[*3]
同　松本 彩花[*1]　準会員　牛 苗[*4]

7. 都市計画－6. 景観と都市設計　都市計画
景観法　景観計画　広域景観　景観行政団体

1　背景と目的

2005 年 6 月に景観法が本格的に施行され，強制力を伴う景観形成を推進することが可能となった。この景観法を効果的に活用するためには，景観行政団体となり景観計画を策定する必要がある。

景観法には主に，①地域に応じた独自の景観政策を推進すること，②市町村域を超えた広域景観の形成を図ることの 2 つの活用の仕方が考えられる。

①に関して，施行以前から自主的に景観形成を推進してきた自治体については問題が少ないが，市町村合併の影響もあり，新規に景観計画を策定する自治体は策定自体が困難な場合がある。また，②に関して，市町村域を超えた景観の保全が求められる場合は，関係する団体が協力し調整する必要があるが，互いに温度差がある場合等，困難な場合もある。これらのことより，景観行政団体となった団体の景観行政を指導・支援，または広域的見地から自治体間の調整や誘導が必要となり，今後は広域景観形成における都道府県行政の役割は大きくなると考えられる。

広域景観に関する既往研究として，景観法施行以前には，都道府県・市町村の条例との相互関係を類型化し，運用状況を論じた研究[1)]があり，景観法制定後には，初期に策定された景観計画の構成から景観課題や他の制度との連動の必要性を指摘した研究[2)]，全国の景観条例や景観計画への移行状況や課題を 4 つの観点から分析した研究[3)]，景観計画の構成内容から類型化を行い，全国の運用実態と課題を考察した研究[4)]がある。また，都道府県における広域景観のみを対象とした研究は管見では，見当たらない。

これらの研究成果を参照しつつ，本研究では関連統計データや景観行政団体が策定する景観計画を収集し，都道府県がどのように景観計画を活用し，広域景観形成を推進しているかを明らかにすることを目的とする。

2　研究の対象と方法

2－1　研究の対象

国土交通省都市局公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室[5)]による景観計画，景観行政団体一覧に掲載されている都道府県が策定した景観計画を対象とした。よって，本研究では都道府県が策定した市町村域を跨ぐ景観計画（以下，広域景観計画とする）の 20 件（京都府の 2 件の計画，福岡県の 3 件の計画はそれぞれ 1 件として集計した）を対象とする。

2－2　研究方法

まず初めに全国の都道府県・市町村の景観計画策定状況を地方別に整理する。次に，都道府県が策定する広域景観計画の必須事項等の基礎情報を整理する。本研究では，主に景観計画の策定区域・届出対象行為・景観形成基準に注目して考察する。

3　全国の景観計画策定状況

国土交通省[5)]より，景観行政団体は年々増加しており，景観行政団体は 558 の自治体，景観計画は 338 件となっている[注1)]。しかし，景観行政団体数と景観計画策定団体数にはまだまだ開きがあり，景観計画策定に取り組んでいる自治体は十分ではないことがわかる。

全国の景観計画の策定状況について地方別にまとめ（表 1），景観行政団体移行率[注2)]と景観行政団体の景観計画策定率[注2)]を図 1 に示す。表 1 より，景観行政団体移行率と景観行政団体の景観計画策定率には地域ごとに傾向がみられた。景観行政団体移行率については，四国の 46.3%が最も高く，次に九州（沖縄を含む）の 40.1%，その他には関東から中国地方にかけて 20～30%台となっている。最も低いのは北海道の 7.3%，次に東北の 14.1%であった。しかし，景観行政団体の景観計画策定率（市町村）に関しては，その逆で北海道が最も高く 92.3%となっている。次に北陸の 80%，東北から中国地方が 60～70%台となっており，これら

The Study on the Condition of the Landscape Planning Based on the Landscape Ordinance.
- Focused on Problems of the Landscape Planning for Wide-Area in Japan.-
MORISHITA Yasutaka,　HIMENO Yuka,　SATO Seiji,　MATSUMOTO Ayaka,　GYU Myo

の地域では景観行政団体となった団体が景観計画策定を積極的に進めていることがわかる。一方，四国と九州が40%台となっている。これは，四国と九州では，未だに策定に至っていない景観行政団体が多いことがわかる。景観行政団体の景観計画策定率（都道府県）に関しては，北海道が最も高く100%となっており，次いで近畿・東北が70%前後と高くなっている。景観計画策定率が最も低い地方は四国の0%である。その他の地方では，20～40%前後と同じ傾向となっている。また，詳細にみると，景観法により景観行政団体となった中核市以上の61自治体（都道府県を除く）と都道府県との協議を経て指定された[注3]特例市以下の450自治体に分けられるが，それぞれの景観計画策定率は，中核市以上では90%，特例市以下でも60%と高い状況である。全国の景観計画策定率が55.7%の現状より，それぞれの自治体において景観計画策定は着実に進んでいるといえる。しかし，都道府県との協議を経て指定された特例市以下でも40%の市町村で，景観計画が策定されていない。これは，背景と目的の①で示したように何らかの課題が存在していると考えられる。今後は，景観行政団体となった団体の景観行政を指導・支援する必要があるといえる。

図1より都道府県と市町村の景観計画策定率を比較すると，数値に開きがみられた地方は，都道府県の計画策定率が低い関東・北陸・中部・中国・四国であった。これは，都道府県が自身の広域景観計画よりも，

表1　全国の地方別景観計画策定状況　（単位：件）

地方	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州（沖縄含む）	合計
都道府県数	1	6	9	3	4	7	5	4	8	47
自治体数	179	227	421	64	160	215	107	95	274	1742
景観行政団体数（市町村）	13	32	144	15	58	61	34	44	110	571
景観行政団体移行率	7.3%	14.1%	34.2%	23.4%	36.3%	28.4%	31.8%	46.3%	40.1%	32.8%
景観計画策定団体数（市町村）	12	19	98	12	40	42	24	20	51	318
景観行政団体の景観計画策定率（市町村）	92.3%	59.4%	68.1%	80.0%	69.0%	68.9%	70.6%	45.5%	46.4%	55.7%
景観計画策定団体数（都道府県）	1	4	3	1	1	5	2	0	3	20
景観行政団体の景観計画策定率（都道府県）	100%	67%	33%	33%	25%	71%	40%	0%	38%	43%

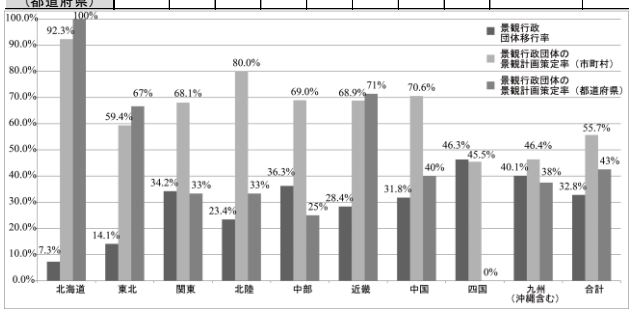

図1　景観行政団体移行率と景観行政団体の景観計画策定率

主に景観行政団体となった市区町村の景観計画策定を中心に指導・支援している可能性が考えられる。逆に，数値に開きがみられなかった地方は，北海道・近畿であった。どちらとも，景観行政団体移行率は順に7.3%・28.4%とその他の地方と比べると低いが，景観計画策定を積極的に実施しているといえる。

4　全国における広域景観計画の運用実態

4−1　広域景観計画の策定区域

各都道府県の景観に関するHP[6]より，入手した20事例から景観計画策定区域と重点地区[注4]の関係を明らかにした（図2）。17事例（85%）が都道府県全域を景観計画区域と定め，残りの3事例（15%）は部分的に景観計画区域を定めている。重点地区を定めている事例は，16事例（80%）であり，定めていない事例は4事例（20%）と少ない。これは，積極的に景観形成を推進している都道府県が多いことが考えられる。また，広域景観計画を策定していない景観行政団体を含め，6タイプに分類した。これより，タイプⅥ（57%）が最も多く，次いでタイプⅠ（26%），タイプⅢ（9%）が多い。タイプⅥを除いて地方別にみると，ほとんどの地方でタイプⅠが最も多い。

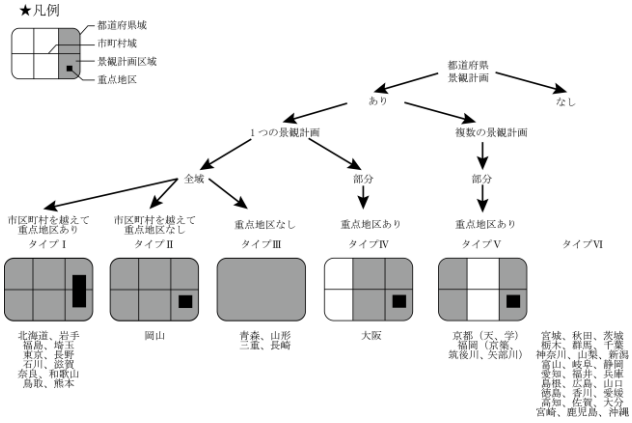

図2　景観計画策定区域と重点地区の関係図

4−2　届出対象行為

広域景観計画において，各都道府県では，どのような行為を届出対象行為としているのか調査した。

届出対象行為を都道府県別に集計した（表2）。必須届出対象行為[注5]のみを採用している都道府県は，北海道・石川・大阪の3事例となっている。その他の都道府県（9事例）では，主に土地の開墾・土石・鉱物・土地の形質・堆積を採用して景観形成に取り組んでいる。また，これらを届出対象行為別に表した（図2）。これをみると，土地の形質の変更（75%）が最も多く

採用されており，次いで土石の採取・屋外における土石, 廃棄物, 再生資源その他の物件の堆積の行為（70%）が採用されている。また，さんごの採取，火入れを採用している都道府県は確認できなかった。

届出対象行為の組み合わせについては，13 の組み合わせが存在することがわかった。これにより，各都道府県は地域に必要な行為について，複数の届出対象行為を組み合わせて採用しているといえる。

表 3 全国の都道府県別届出対象行為について

都道府県	届出対象行為												
	建築物	工作物	開発行為	土地の開墾	土石	鉱物	土地の形質	木材	さんご	堆積	水面	照明	火入れ
北海道	●	●	●										
青森	●	●	●		●	●	●			●	●		
岩手	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		
山形	●	●	●				●			●			
福島	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		
埼玉	●	●	●							●			
東京	●	●	●	●	●						●		
長野	●	●	●	●	●	●	●			●			
石川	●	●	●										
三重	●	●	●	●	●	●	●			●			
滋賀	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		
京都	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	
大阪	●	●	●										
奈良	●	●	●				●			●			
和歌山	●	●	●	●	●	●	●			●	●		
鳥取	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	
岡山	●	●	●		●	●	●	●		●	●		
福岡	●	●	●	●	●	●	●					●	
長崎	●	●	●	●	●	●	●						
熊本	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		

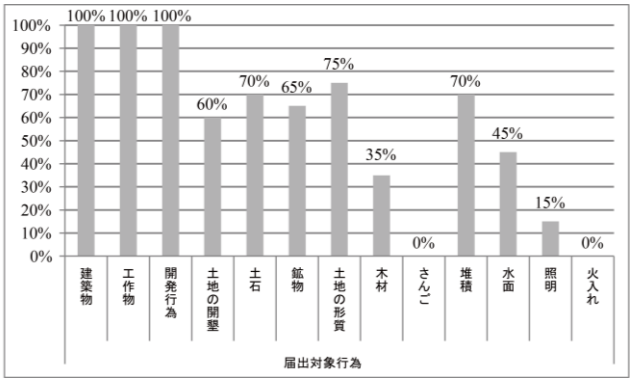

図 3　全国の届出対象行為の割合

4―3　景観形成基準

景観計画では，届出対象行為に対して，行為の制限の基準（以下，景観形成基準）を定めるとしている。広域景観計画において，各都道府県における景観形成基準に対して，どのような基準を用いて景観形成を推進しているのか調査した。

必須・選択届出対象行為に関して，高さ・規模，位置・配置等の項目を集計し（表 3），都道府県における届出対象行為の各項目の設定状況をまとめた（図 4）。各基準は数値基準で具体的に表現した定量的基準■，文言で表現した抽象的な定性的基準○，それら両方を併用した定量・定性的基準△に分けて整理し，さらに定性的基準は具体的な基準と抽象的基準[注2] に分けた。

表 3 より，建築物・工作物の形態意匠・素材に関して，具体的な定性的基準が多くみられた。これは，基準の捉え方に幅を持たせることを意図したものと考えられる。また，具体的な定性的基準を最も多く用いているのは福島で 62%（8/13 項目），次いで青森で 43%（6/14 項目），その他の都道府県は 30%前後である。

図 4 より，建築物の色彩（100%）は全ての計画で設定されていた。次いで，位置・配置（95%），形態意匠（95%），外構（95%）そして高さ・規模（90%）と続く。工作物に関しても数値は少しずつ違うが同じ傾向となっている。また，建築物・工作物の色彩は，定量的基準（5%），定量・定性的基準（50～60%）となっており，定量的基準は全てがマンセル値によるものである。ただし，この数値の根拠について具体的に示しているものはなく，「けばけばしい」「落ち着いた色調」「調和した色彩」等の記述がみられた。その他にも，使用する色の数についての記述（5 事例）もみられた。

建築物･工作物の高さ･規模は定性的基準（60～70%），定量的・定性的基準（15～20%）となっており，定量的基準のみで示されたものはみられなかった。主に「スカイラインを損なわない，突出しない高さ」「山の稜線を切らない，分断しない高さ」等の記述がみられた。その他には，「山の稜線を乱さない」と曖昧な記述もみられたが，その多くがスカイラインへの影響を制御するものであった。

建築物・工作物の位置・配置は定性的基準（65%），定量的・定性的基準（25～30%）となっており，定量的基準のみで示されたものはみられなかった。主に「周辺環境」「眺望の保全」「自然景観の保全」等を対象としている事例に分けることができる。

建築物・工作物の形態意匠は定性的基準（85%），定量的・定性的基準（5～10%）となっており，定量的基準のみで示されたものはみられなかった。主に「周辺環境と調和した」「伝統的な意匠，伝統的建築物に類した形態」等の記述がみられた。また，5 事例と少ないが屋根素材・勾配についての記述がみられた。素材は瓦で，勾配については，「陸屋根を避ける」「こう配屋根」等の記述がみられた。

建築物・工作物の素材は定性的基準（65～75%）となっており，定量的基準で示されたものはみられなかった。主に「自然素材」「伝統的素材，地域の優れた景観を特徴づける素材」等の記述がみられた。また，「周辺の景観と調和するような素材」のような曖昧な表現が 6 事例みられた。そして，全ての項目で定性的基準

が多く用いられていた。これは，景観計画を緩やかな規制・誘導手法として活用していると考えられる。

表3 全国の都道府県別景観形成基準について

地方	都道府県	建築物 高さ規模	建築物 位置配置	建築物 形態意匠	建築物 素材	建築物 色彩	建築物 眺望景観	建築物 外構緑化	建築物 その他	工作物 高さ規模	工作物 位置配置	工作物 形態意匠	工作物 素材	工作物 色彩	工作物 眺望景観	工作物 外構緑化	工作物 その他
北海道	北海道	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	○	○
東北	青森	●	●	●	○	○	－	○	○	●	●	●	○	○	－	○	○
	岩手	▲	△	○	●	△	－	△	●	▲	▲	○	○	△	－	○	○
	山形	○	○	○	－	▲	●	○	○	－	－	－	－	－	－	－	－
	福島	○	●	●	●	▲	－	○	○	○	●	●	●	▲	－	○	－
関東	埼玉	－	－	－	－	■	－	－	－	－	－	－	－	■	－	－	－
	東京	○	○	△	－	△	－	○	○	○	○	○	－	△	－	○	○
	長野	○	△	●	○	○	－	○	○	○	△	●	○	○	－	○	○
北陸	石川	○	○	○	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○
中部	三重	○	○	○	●	○	－	○	－	○	○	○	●	○	－	○	○
近畿	滋賀	○	△	●	●	△	－	△	○	○	△	●	●	○	－	△	○
	京都	●	○	○	○	△	－	○	－	－	○	○	－	△	－	－	－
	大阪	－	○	●	○	△	－	○	－	－	○	●	○	△	－	○	－
	奈良	○	△	△	●	△	－	△	－	○	△	△	○	△	－	△	－
	和歌山	△	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○	△	○	○	○
中国	鳥取	△	△	○	○	△	－	△	－	△	△	○	○	△	－	△	－
	岡山	●	○	●	●	○	－	○	－	○	○	○	●	○	－	○	－
九州	福岡	○	○	●	○	△	－	○	○	－	○	●	－	△	－	○	－
	長崎	○	○	○	－	△	－	○	○	○	○	○	－	△	－	○	○
	熊本	△	△	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○	－	○	○

定量的基準 ■　定性的基準 ○　定量・定性的基準 △（具体的な基準はそれぞれ●，▲とした。）

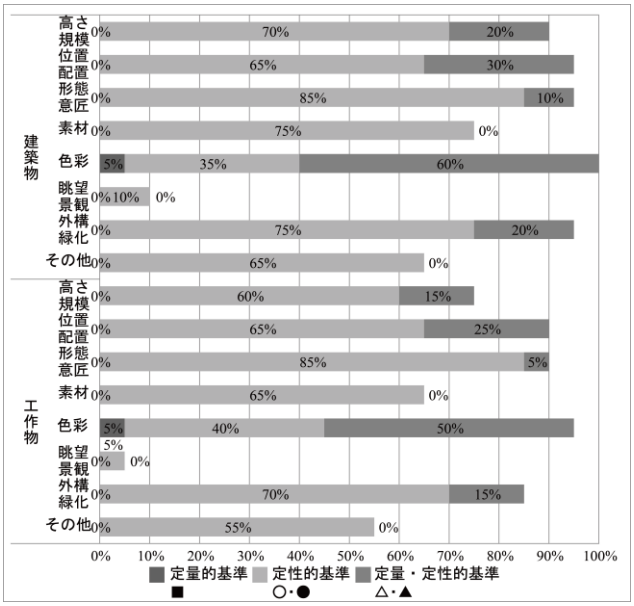

図4　全国の景観形成基準の割合

5　総括

5−1　まとめ

本研究では，全国の景観計画338事例のうち，都道府県が策定する広域景観計画20事例を対象に，策定区域・届出対象行為・景観形成基準を整理し，広域景観計画の運用実態を明らかにした。結果として，全国の景観行政団体移行率については，32%と半数にも満たないこと，全国の景観行政団体における景観計画策定状況は全体で57%と約4割以上，広域景観計画策定状況は全体で43%と約6割以上の団体が景観計画を策定していない状況が確認できた。計画の策定区域について，6パターンに分類した。届出対象行為では，各項目の設定割合や組み合わせを明らかにすることができた。景観形成基準では大きく3つの基準によって分け，項目ごとの割合も確認することができた。

5−2　今後の課題

広域景観計画の運用状況については，入手した景観計画を整理することにより把握することができた。しかし，景観計画を策定することだけが良好な景観形成を助けるわけではない。各自治体の景観行政の体制やその他指導・支援のソフト対策や，広域景観計画を策定していない自治体がどのような対策を実施し，景観形成を推進しているのか把握することも重要である。そこで，今後は広域景観計画を策定している20事例と策定していない行政も含めた6パターン[注2)]に対してヒアリング調査を実施し，庁内体制・指導・支援について明らかにする。

【補注】

注1）景観行政団体数及び景観計画策定団体数の推移

出典：国交省「広域景観への取り組み状況等について」

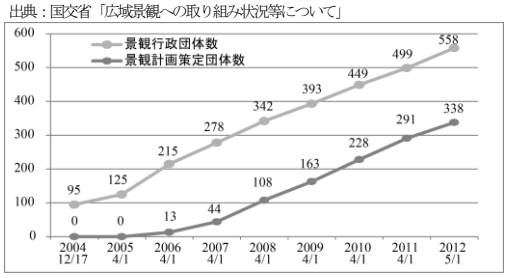

注2）用語の定義について

語句	定義
景観行政団体移行率	景観行政団体数を自治体数で除する
景観行政団体の景観計画策定率	景観計画策定数を景観行政団体で除する
タイプⅠ	「1つの都道府県景観計画」において「全域」を策定区域とし、重点地区が「市区町村を超えて存在する」
タイプⅡ	「1つの都道府県景観計画」において「全域」を策定区域とし、重点地区が「市区町村を超えずに存在する」
タイプⅢ	「1つの都道府県景観計画」において「全域」を策定区域とし重点地区が「存在しない」
タイプⅣ	「1つの都道府県景観計画」の「部分」を策定区域とし、重点地区が「市区町村を超えずに存在する」
タイプⅤ	「複数の都道府県景観計画」の「部分」を策定区域とし、重点地区が「市区町村を超えずに存在する」
タイプⅥ	都道府県景観計画を策定していない
定量的基準 ■	数値基準で表現した基準
定性的基準	文言で表現した抽象的な基準
抽象的 ○	例）「周囲の山並みのスカイラインを損なう高さとならないよう配慮する。」
具体的 ●	「周辺のまち並み等が形成するスカイラインから突出しない高さとするよう努めること。稜線を切断しない高さとする。」
定性、定量的基準	数値基準と文言で表現した基準
抽象的 △	例）「周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。」
具体的 ▲	「原則として高さは、13Mを超えないものとし、道路等の公共空間から見て、周辺の山並みの稜線を切らないよう努めること。」

注3）第2次一括法案より「市町村が景観行政団体として事務を行うに際し必要な都道府県知事への同意を要する協議を，同意を要しない協議とする。（景観法第7条及び新第98条関係）」平成23年8月30日公布

注4）「良好な景観形成を推進していく上で，特に重点的に（重要と認められる）規制誘導及び保全を図る地域，地区のことを指す。」

注5）景観計画区域内において届出を行う行為を明確にする必要があり，景観法では建築物の建築等，工作物の建設等及び開発行為を必須届出対象行為としているが，景観行政団体は必要に応じて，条例でその他の届出対象行為を定めることができる

【参考文献】

1）坂東義雄・浅野聡・今井正次：「総合展開型」の都道府県景観条例における景観施策の運用状況と役割に関する研究 - 景観条例を中心とした都道府県の景観施策現状その 1 - 」日本建築学会計画系論文集　第597号，pp. 109−118, 2005. 11

2）小浦久子：景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究 - 初期に策定された景観計画を事例として - 日本都市計画学会都市計画論文集　No. 43−3, pp. 211−216, 2008

3）松井大輔・岡崎篤行：自主条例から移行した法定景観計画における制度内容の進展状況と課題 - 全国における景観計画の運用実態に着目して - 日本都市計画学会都市計画論文集 No. 44−3, pp. 7−12, 2009

4）宇津可奈子・小浦久子：景観計画の類型化と運用に関する研究 - 平成18年度末までに策定された景観計画の分析より - 日本建築学会近畿支部研究報告集　7023, pp. 453−456, 2010

5）国土交通省都市・地域整備局都市計画課景観室HP　（2012年5月1日現在）（http://www.mlit.go.jp/crd/townscape/database/Landscape_Index.htm）

6）20の広域景観行政団体の景観に関するHP（北海道，青森，岩手，山形，福島，埼玉，東京，長野，石川，三重，滋賀，京都，大阪，奈良，和歌山，鳥取，岡山，福岡，長崎，熊本）

*1　大分大学大学院工学研究科博士前期課程　Graduate Student, Oita Univ.

*2　大分大学工学部福祉環境工学科・助教　博士（工学）　Research Associate, Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Oita Univ., Dr. Eng.

*3　大分大学工学部福祉環境工学科・教授　工学博士　Professor, Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Oita Univ., Dr. Eng.

*4　大分大学工学部福祉環境工学科　学部生　Undergraduate Student, Oita Univ.